伊勢原都市計画都市再開発の方針

令和7年11月11日

神奈川県

伊勢原都市計画都市再開発の方針の変更(神奈川県決定)

都市計画都市再開発の方針を次のように変更する。

都市再開発の方針 「別添のとおり」

理由書

本区域において、健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき一体の市街地の区域及び都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備・改善を図る必要がある一体の市街地の区域等について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を定め、適切な規制・誘導を図るため、本案のとおり変更するものです。

1 基本方針

本区域内において、計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図る。

(1) 集約型都市構造の実現に関する方針

伊勢原駅周辺地区は、本区域の商業・業務の中心として、その拠点性の向上を図るため、地域 特性を踏まえた計画的な整備を進め、土地の高度利用による都市機能の集積を図る。

また、愛甲石田駅周辺地区は、交通結節機能の充実を図るとともに、日常生活に必要な都市機能の集約・配置を図る。

(2) 居住環境の整備改善に関する方針

都市基盤が未整備なまま住宅等が集中している地区については、都市防災、都市環境上必要な 地区幹線道路や街区公園の整備に努めるなど、安全性の向上と居住環境の改善を図る。

また、老朽化が進む開発住宅地については、周辺の環境整備を含めた更新を地区の実情などを勘案しながら推進する。

2 計画的な再開発が必要な市街地

市街地再整備の必要性が高い商業系用途地域及び住居系用途地域の指定区域については、土地の合理的な高度利用を促進し、都市構造の再編、建築物及び都市環境の更新を図り、地区にふさわしい適正な土地利用の推進を図る必要があるため、計画的再開発が必要な市街地(一号市街地)として定める。

一号市街地の目標及び方針は別表1のとおり。

3 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(二項再開発促進地区)

一号市街地のうち、本区域の拠点地区にふさわしい都市機能の確保・更新に向けて、市街地開発 事業や地区計画等の推進により交通機能の改善を図るとともに、商業・業務機能の健全で合理的な 集積が必要な地区を、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(二項 再開発促進地区)として定め、街区及び宅地の再配置・整備を進めるものとする。

二項再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要は、別表2及び別図のとおり。

4 その他必要な事項(要整備地区)

一号市街地のうち、特に早急に再開発を行うことが望ましい地区、あるいは都市構造の再編成、 建築物の更新、都市環境の向上を図るうえで、特に効果が大きいと予想される地区を要整備地区と して定める。

別表1(一号市街地の目標及び方針)

地 区 名		1 伊勢原駅北口周辺地区	2 中央通り周辺地区
面積		約 11ha	約7ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築 物の更新、都市環境の向 上等に係る目標)		本区域の中心拠点としてふさわ しい都市づくりを進めるため、都 市施設整備にあわせ、商業・業務施 設の計画的な高度利用を進めるこ とにより、交通の円滑化、防災機能 の強化、商業・業務の活性化等都市 機能の向上を図る。	地区幹線道路、補助幹線道路等の整備にあわせ、地区特性を生かした市街地整備の推進により、商業環境の向上を進め、活性化を図る。
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	商業・業務施設、都市型住宅等による土地の高度利用等により、地区特性を生かした適正な土地利用を誘導し、地区計画等により、拠点地区にふさわしい街並みの形成を図る。	商業施設、都市型住宅等により、 土地の高度利用を促進し、特色ある 沿道型商業地の形成を図る。
	主要な都市施設の整備に関する事項	駅前広場を含む都市計画道路や 関連公共公益施設の整備を図ると ともに、バリアフリー化を進める。	地区の特性を生かした道路等の 施設整備(電線地中化事業)にあわ せバリアフリー化を進める。
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	建物の共同化、不燃化等による 防災性を高め、居住環境の改善を 進めるとともに、既存商店街の近 代化、快適な歩行者空間の整備や 良好な都市景観の形成に努める。	建物の共同化、不燃化等による防 災性を高め、居住環境の改善を進め るとともに、地区の歴史性を生かし た都市景観の形成に努める。
	その他土地の高度 利用及び都市機能 の更新に関して特 に必要な事項	_	
要整備地区の名称、面積		•伊勢原駅北口周辺地区(約2.2ha)	_
二項再開発促進地区の名 称、面積		・伊勢原駅北口地区(約 1. 4ha)	_

別表1(一号市街地の目標及び方針)

地区名		3 愛甲石田駅周辺地区
面積		約 9. 7ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物 の更新、都市環境の向上等 に係る目標)		本区域の副次的な拠点としてふさわしい都市づくりを進めるため、地区幹線道路、補助幹線道路等の整備とあわせ、商業業務機能の充実と住宅地環境の向上を図る。
+	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	主として商業施設、都市型住宅等に よる土地の効率的な利用等により地 区特性に合わせた適正な土地利用を 誘導し、地区計画等により、周辺市街 地に配慮した良好な市街地の形成を 図る。
土地の高度利用及び都市	主要な都市施設の整備に関する事項	地区幹線道路、補助幹線道路などの整備を進めるとともに、バリアフリー化を進める。
機能の更新に関する方針	都市の環境、景観等 の維持及び改善に 関する事項	建物の共同化、不燃化等による防災性を高め、居住環境の改善を進めるとともに、地区特性を生かした都市景観の形成に努める。
針	その他土地の高度 利用及び都市機能 の更新に関して特 に必要な事項	_
要整備地区の名称、面積		•愛甲石田駅南口周辺地区(約7.5ha)
二項再称、面	F開発促進地区の名 積	_

別表2(二項再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要)

地区名	1 伊勢原駅北口地区
面積	約 1. 4ha
イ 地区の再開発、整備等 の主たる目標	本区域の中心拠点地区にふさわ しい都市機能の更新を図るため、 幹線道路、広場等の都市施設の整 備と土地の高度利用の促進を図 る。
ロ 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	商業・業務施設などの秩序ある 集積立地を図るため、適正な公共 空間の確保と土地の高度利用に努 める。
ハ 建築物の更新の方針	市街地開発事業や地区計画等により、建築物の共同化、不燃化及び高度化に努め、適正な都市空間、景観等の形成を図る。
ニ 都市施設及び地区施 設の整備の方針	幹線道路、広場等の整備を図る。
ホ その他特記すべき事 項	_

二項再開発促進地区 別図



